

# イベント広場利用規程

平成13年3月23日  
規程第9号

最終改正 平成17年3月31日 規程第29号

(目的)

**第1条** この規程は、関西国際空港株式会社（以下「会社」という。）が所有する関西空港駅コンコース（ラッチ外）の北広場、南広場、旅の広場及びエアロプラザ内水の広場並びに旅客ターミナルビル内翼の広場（以下「広場」という。）におけるイベントを目的とする使用に関し、その条件を定めます。

(使用区域及び施設)

**第2条** 使用できる区域は、別図1、別図2及び別図3のとおりとします。

2 各区域において、次の施設を使用することができます。

- (1) 北広場；パネル固定用トラス、電源、簡易倉庫
- (2) 南広場；照明架設用ステージトラス、電源、ステージ（箱）、簡易倉庫
- (3) 旅の広場；電源、音響
- (4) 水の広場；電源、音響
- (5) 翼の広場；電源、舞台・パネル・スタンション、音響・照明

(使用時間)

**第3条** イベントに使用することができる時間帯は、会社が特に認めた場合を除き、次のとおりとします。

- (1) 北広場、南広場、水の広場、翼の広場 午前9時から午後9時
- (2) 旅の広場 午前の部 午前7時から午後1時  
午後の部 午後2時から午後8時

(使用申込)

**第4条** 広場をイベントに使用しようとする者は、開催予定日の1ヶ月前までに使用申込書（様式1）及びイベントの企画書を会社に提出していただきます。

2 会社は、前項の申込書及びイベントの企画書の内容を審査します。

3 次の各号に掲げる内容又は目的での使用はお断りいたします。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害すること。
- (2) 建物又は付属設備もしくは、備品を損傷、汚損し、又はそのおそれがあること。
- (3) 使用権を第三者に譲渡、転貸したり、無許可で使用目的や内容を変更すること。
- (4) 極端な音楽効果及び異臭を発生すること。
- (5) 会社の承認を受けないで、集会を催し、寄付金を募集し、物品販売等の行為を行うこと。
- (6) 危険物（爆発物、ガソリン、エーテル、シンナー、ガス、火薬等揮発性、引火性の

あるもの及び毒物等)その他、他人に危害迷惑をかけるおそれがある物品、動物等を持ち込むこと。

- (7) 会社の承認を受けないで、火、水、熱等を使用しての食品加工、調理等を行うこと。
- (8) スモークマシン、ドライアイス等の使用により広場周辺の通行を阻害するおそれがあること、及びヘリウムバルーン等を使用すること。
- (9) 会社が定める管理規程等に抵触すること。
- (10) その他会社の管理運営上支障が生じること。

(防火管理業務)

**第4条の2** イベント主催者は、イベント開催期間中、使用する広場内において防火管理上の責任を負います。

(使用承認)

**第5条** 審査の結果、会社が広場の使用を承認する場合には、使用承認書を交付します。承認に際し会社は条件を付することがあります。

- 2 使用を承認した後であっても、次の各号に掲げる場合には使用承認を取り消します。
  - (1) 第4条第3項に掲げる事項に該当する内容、目的での使用であることが判明したとき
  - (2) 行政諸官庁により、中止命令が出されたとき
  - (3) 申込書記載事項に虚偽があったとき
  - (4) 承諾にあたって会社が付した条件に反したとき又は反することが明白となったとき
- 3 次の各号に掲げる場合には、使用開始の前後にかかわらず、使用を中止又は制限する場合があります。
  - (1) 前項の各号の理由により、使用の承認が取り消されたとき
  - (2) 荒天等により、当該施設の使用が不可能となったとき
  - (3) 旅客流動に支障が生じたとき
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、空港管理上特に必要が生じたとき

(使用料金)

**第6条** 広場の基本使用料金は、以下のとおりとします。

1日あたり

	北広場	南広場	水の広場
土・日・祝日	26,250円 (21,000円)	52,500円 (42,000円)	52,500円 (42,000円)
平日	18,900円 (15,750円)	36,750円 (29,400円)	36,750円 (29,400円)

1日あたり

	翼の広場
平日・土・日・祝日	210,000円 (189,000円)

半日あたり

	旅の広場
平日・土・日・祝日	31,500円

上記金額には、消費税及び地方消費税を含みます。

( )内は、8日以上連続使用の場合の8日目以降の1日当たり料金です。

2 会社は、予告なく使用料金の変更をすることがあります。

(支払及び払戻)

**第7条** 使用料金は、使用承認書に記載の額を支払期限までに御支払いいただき、入金があった時点で契約が成立したものとします。

2 支払期日までにお支払いいただかなかった場合には、申し込みが取り消されたものとして取り扱い、使用の承認を取り消します。

3 あらかじめお支払いいただいた使用料金は、次の各号に掲げる場合に限り、全日使用できなかった場合には使用しなかった日の全額を、一部の時間を使用しなかった場合には全日の使用料金を12(旅の広場については6)で割った額に使用しなかった時間を掛けた額を払い戻しいたします。

(1) 当該施設を使用しなかった理由が、会社の責めに帰するとき

(2) 第5条第3項第2号の場合で、使用者の責めに帰すべき理由によらないとき

(損害賠償)

**第8条** 会社は、火災、盗難、停電その他の事故により使用者、出演者、観客等に損害が発生した場合であっても、故意又は重過失でない限りその責めを負いません。

2 使用者の故意又は過失により、広場の施設等を損傷し、汚損し又はその他の行為により会社に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。

(付帯費用)

**第9条** 警備費及び清掃費が必要な場合は、使用者に負担していただきます。

**附 則**

1 この規程は、平成12年7月11日から施行する。

2 関西空港駅コンコース(ラッチ外)等管理規程第3条ただし書き、第5条第1項第6号中「第6条で」、第6条、別添-2及び別添-3を削り、第7条を第6条に、第8条を第7条に改める。

**附 則**

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成14年5月20日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

様式 1

平成 年 月 日

関西国際空港株式会社 御中

住 所  
団 体 名 印  
代表者名  
電話 ( ) FAX ( )

イ ベ ン ト 広 場 使 用 申 込 書

イベント広場利用規程を承諾し、(北広場・南広場・旅の広場・水の広場・翼の広場<sup>1</sup>)  
の使用を申し込みます。

なお、本申込書及び企画書記載の個人情報に関し、消防当局及び鉄道事業者(ＪＲ西日本、  
南海電鉄)<sup>2</sup>へ提供されることに同意します。

記

1. 期 間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( 日間 )

2. 催事内容 (名称)

(詳細別紙企

画書のとおり) (目的)

(概要)

3. 責 任 者

4. 主 催 者 (申込者と異なる場合)

<sup>1</sup> 申し込みゾーンに をつけて下さい。

<sup>2</sup> 鉄道事業者への提供は、北広場・南広場・旅の広場に限りません。

使 用 承 認 書

平成 年 月 日

殿

関西国際空港株式会社

上記施設の使用を承認します。

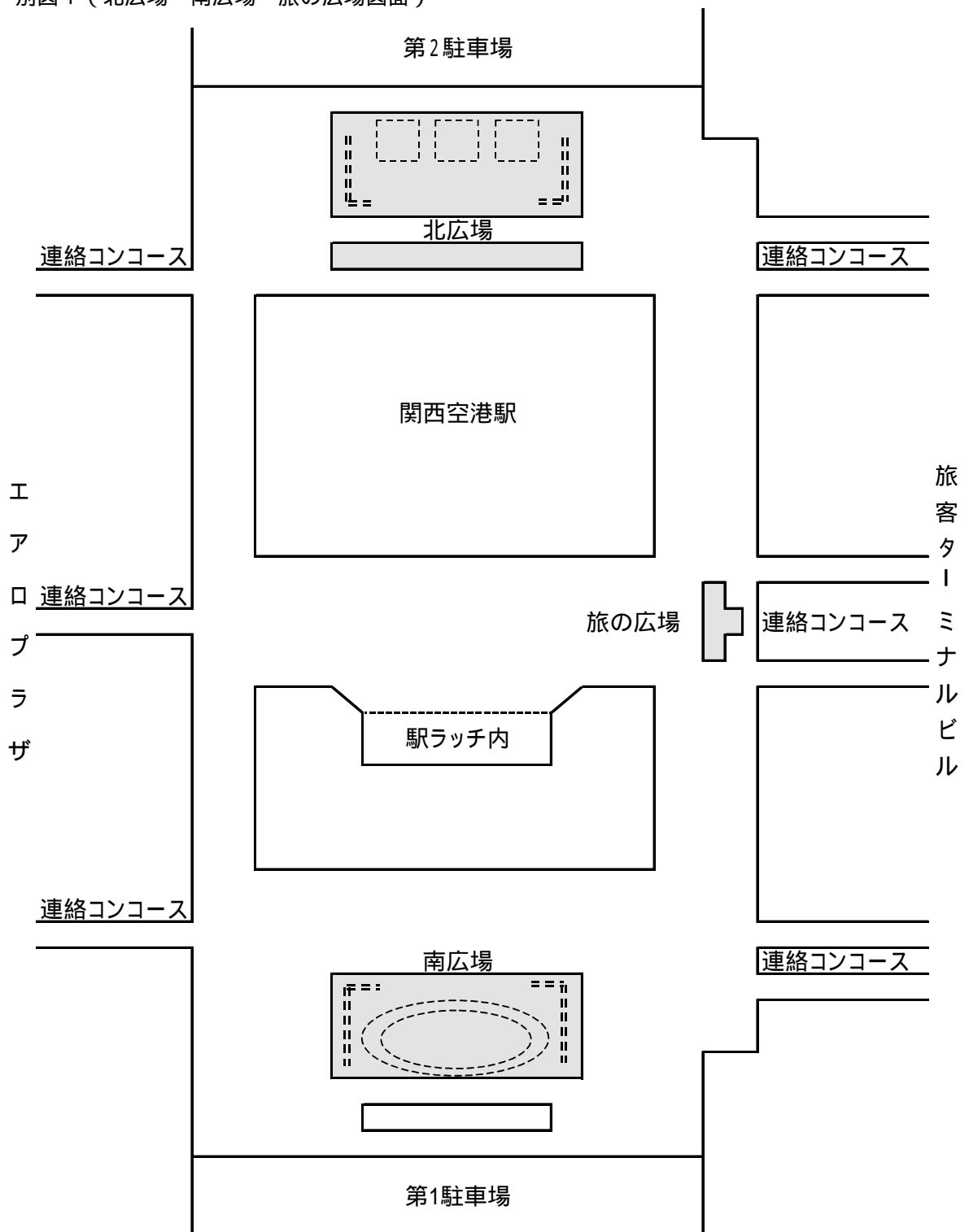
付帯条件 なし あり

使用料金 金 円 (内消費税 円)

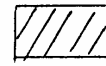
支払期限 平成 年 月 日

なお、詳細な打合せはイベント開始の15日前までに行ってください。

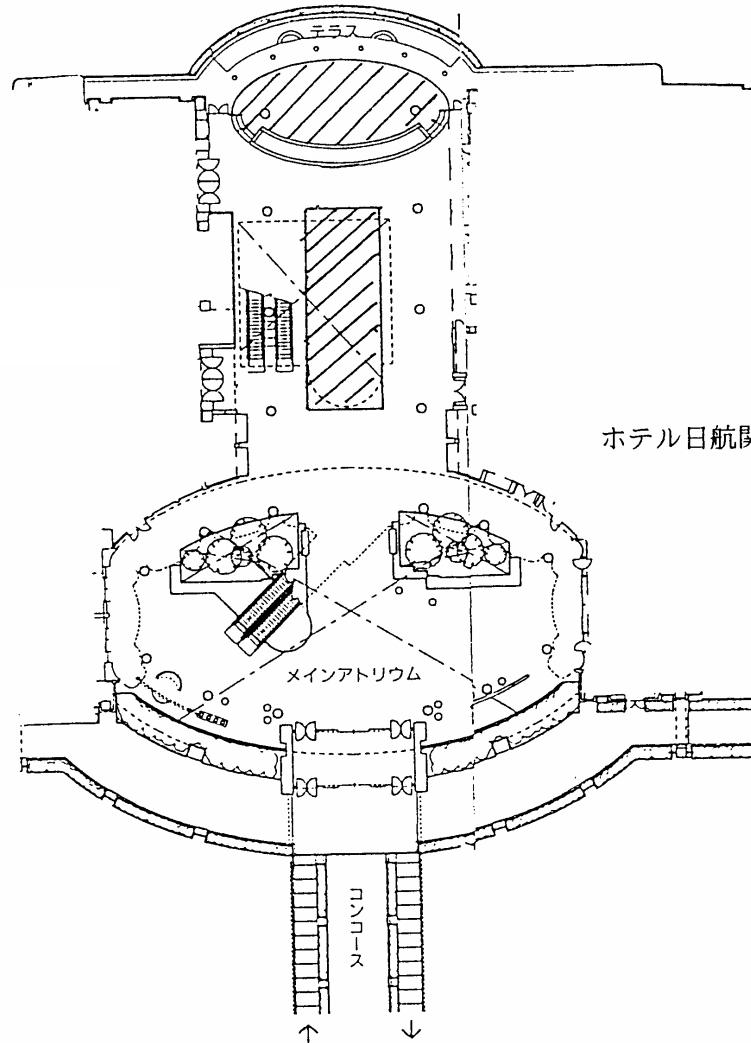
別図1 (北広場・南広場・旅の広場図面)



別図2 (水の広場図面)

 水の広場エリア

エアロプラザ2階



ホテル日航関西空港

別図3 (翼の広場図面)

